

## 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）の更新手続き

問 駅南庁舎障がい福祉課 ☎ 0857-20-3474 ☎ 0857-20-3406

精神障害者保健福祉手帳の有効期間は申請受理日から2年間、自立支援医療受給者証（精神通院）受給者証の有効期間は申請受理日から1年間です。

有効期限の3ヶ月前から更新手続きが可能です。該当の人は今一度、有効期限をご確認の上、更新手続きをお願いします。

### ■窓口（次のいずれかで更新手続きができます）

- 市役所駅南庁舎障がい福祉課
- 各総合支所市民福祉課
- 通院先の医療機関医事課（医療機関によってはできないところもありますので、確認して下さい）

### ■必要な書類

#### 精神障害者保健福祉手帳

- ・申請書（窓口にあります）
- ・現在使用の精神障害者保健福祉手帳
- ・医師の診断書（手帳用）または障害年金証書  
※なお、精神障害者保健福祉手帳と障害年金証書の等級が異なる人はお問い合わせください。
- ※年金で申請の場合は、証書原本と振込通知書、または通帳（直近年金振込記載のもの）
- ・写真（現在所持の手帳での更新の人は除く）

- ・印鑑
- ・マイナンバーが確認できるもの（通知カードか個人番号カード）
- ・本人確認できるもの（障害者手帳、運転免許証など）  
※代理人が申請する場合は、代理権の確認ができるものと代理人の本人確認ができるものが必要

#### 自立支援医療受給者証（精神通院）

- ・申請書（窓口にあります）
- ・現在お持ちの受給者証
- ・医師の診断書  
※診断書は2年に一度の提出（受給者証で確認）
- ・医療保険証の写し
- ・所得・収入状況がわかる書類（年金、手当などの振込通知書の写しまたは通帳の写し）
- ・印鑑
- ・マイナンバーが確認できるもの（通知カードか個人番号カード）
- ・本人確認できるもの（障害者手帳、運転免許証など）  
※代理人が申請する場合は、代理権の確認ができるものと代理人の本人確認ができるものが必要

## 生活環境課からのお知らせ

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217 ☎ 0857-20-3045

### シリーズ4Rのススメ 第3回

#### ■ミックスペーパー（雑紙）をリサイクルしましょう！

分別すれば古紙と一緒にリサイクルでき、ごみ袋の節約にもつながります。

#### ◆ミックスペーパーの例

ティッシュの箱、はがき、封筒、ダイレクトメール、カレールーなどの食品の紙箱、紙きれ、メモ用紙、パンフレットなど

#### ！紙製品でも、次のものは古紙に混ぜないでください！

粘着物のついた封筒、カーボン紙、ビニールコート紙、油紙、写真、合成紙、防水加工品、アイロンプリント紙、感熱紙、においのついた紙など

#### ◆ワンポイント

ミックスペーパーを集める専用のものとして、使用済みの大きな封筒や紙袋、市販のごみ箱などを使い、その中に集めていくと便利です（名刺サイズ以上の大きさのもの）。

#### ◆出し方

- ・形状の小さなものは雑誌にはさむか、いらぬ封筒に入れて集め、他の雑誌類と一緒にからんで出しましょう。
- ・窓あき封筒のセロファン部分など、紙以外のところはその部分をはがしましょう。
- ※古紙類を排出される際は、各町内会などで取り組まれている集団回収（再資源化等推進事業）や、スーパーマーケットなどでの店頭回収（牛乳パック）もご利用ください。

#### 乾電池・蛍光灯の収集（鳥取地域）

他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、6月1日（水）～7日（火）の小型破碎ごみの収集日にごみステーションに出してください。蛍光灯は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。

※鳥取地域以外については総合支所だよりをご覧ください。  
※ごみを出すときは必ず収集曜日を守り、朝8時までにしてください。

#### 6月は環境月間です

環境月間にともない、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）まで「ごみ減量・リサイクル推進週間」、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」となっています。ごみの減量・リサイクルの推進、不法投棄防止監視パトロールの啓発活動等が一斉に実施されますので、ご家庭でも環境について考えるきっかけにしてください。

#### 不法投棄は犯罪です！！

不法投棄者は、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金刑（法人は3億円以下）に処せられます。不法投棄は絶対にしないでください。



## 鳥取市立病院職員採用試験

問 市立病院総務課 ☎ 0857-37-1522 ☎ 0857-37-1553

試験区分	採用予定人数	受験資格	試験会場	申込受付期間	試験日
看護師 助産師	25人	昭和32年4月2日以降に生まれた人 ※看護師・助産師免許取得者（平成29年3月末までの取得見込者含む）	サンビーチ OKAYAMA 岡山市北区駅前町2丁目3番31号	6月24日（金）まで	7月10日（日）
			鳥取県関西本部 大阪市北区梅田1-1-3-2200 大阪駅前第3ビル	7月8日（金）まで	7月24日（日）

受験案内 市立病院1階総合案内、市役所本庁舎1階総合案内所、駅南庁舎1階総合窓口、各総合支所、鳥取県関西事務所（鳥取県関西本体内）で配付

※詳しくは受験案内または市立病院ホームページをご覧ください。

## 介護保険負担限度額認定証の更新手続き

問 駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3452 ☎ 0857-20-3404

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日です。引き続き認定証が必要な人は、更新の手続きをお願いします。介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療病床）に入所中の人は、施設が代行で申請手続きを行う場合がありますので、施設へご相談ください。在宅で認定証をお持ちの人には更新のお知らせをお送りする予定ですので、申請方法についてはそちらをご覧ください。

受付期間 6月1日（水）～6月30日（木）

#### 【認定区分の判定】

利用者負担段階	負担限度額（本人負担額）		
	居住費（滞在費）	食費	
第1段階 市民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者を含む）で老齢福祉年金を受給されている人、生活保護を受給されている人	ユニット型個室	820円/日	300円/日
	ユニット型準個室	490円/日	
	従来型個室	490円/日（320円/日）	
第2段階 市民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者を含む）の人のうち、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	多床室	0円/日	390円/日
	ユニット型個室	820円/日	
	ユニット型準個室	490円/日	
第3段階 市民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者を含む）の人のうち、上2項に該当しない人	従来型個室	490円/日（420円/日）	650円/日
	多床室	370円/日	
	ユニット型個室	1310円/日	
第4段階 上3項に該当しない人（市民税課税世帯）	ユニット型準個室	1310円/日	650円/日
	従来型個室	1310円/日（820円/日）	
居住費（滞在費）・食費については、施設が定めた金額をお支払いいただくことになります。			

※従来型個室の（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所または、短期入所生活介護を利用した場合になります。

## 食中毒にご注意ください！

問 中央保健センター  
☎ 0857-20-3194  
☎ 0857-20-3199

これからの暑い季節、細菌による食中毒の発生時期のピークを迎えます。家庭での食中毒を防ぐため、しっかりと予防対策を行いましょう。

- 手洗いをしっかりとしましょう
- 食品は十分加熱しましょう
- 新鮮な食品を選びましょう
- 調理器具は日頃から清潔に！
- 生鮮食品は持ち帰ったらすぐ冷蔵庫・冷凍庫に入れましょう
- 食事はできたてを食べましょう